

牧之原市自然エネルギー利用推進事業費補助金交付要綱

平成21年12月10日  
告示第238号

(趣旨)

第1条 市長は、温室効果ガスの排出量の削減を図るために、自然エネルギー利用推進事業を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、牧之原市補助金等交付規則（平成17年牧之原市規則第28号）及びこの告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、自然エネルギー利用推進事業とは、牧之原市の全域において、戸建て住宅に別表第1に定める機器等を導入する事業をいう。

(補助の対象及び補助額)

第3条 補助の対象及び補助額は、次のとおりとする。

(1) 補助の対象

補助の対象は、牧之原市の全域において、戸建て住宅を新築、購入又は改修する者とし、1世帯につき1回限りとする。

ただし、補助金交付の決定を受けた年度の3月末日までに事業を完了する者に限る。

(2) 補助額

補助額は、別表第2に定める額とする。

2 前項の規定第1号に係わらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助の対象としない。

(1) 販売又は賃貸の目的で住宅を建築する者

(2) 別荘の目的で住宅を建築する者

(3) 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾が得られない者

(4) 市税及び国民健康保険税を滞納している者

(交付の申請)

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(1) 機器等の設置に係る契約書又は見積書の写し

(2) 機器等の形状、規格等を説明できる資料

(3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付の決定において、次に掲げる条件を付する。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

ウ 補助事業費の20パーセントを超える変更をしようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長の指示を受けなければならない。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円以下の機械及び器具を除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (7) その他市長が必要と認める条件  
(変更の承認申請)

第7条 申請内容に変更の承認を受けようとするときは、変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(変更の承認)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、変更承認書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 提出書類

ア 機器の設置費に係る請求内訳書及び領収書の写し

イ 機器の設置前及び設置完了後の写真

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日以内又は補助金交付の決定を受けた年度の3月末日のいずれか早い日まで

(交付の確定)

第10条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助金を請求するときは、前条に規定する交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年12月10日から施行する。

附 則（平成23年4月1日告示第27号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月9日告示第71号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月30日告示第143号）  
この告示は、平成27年12月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条関係）

種類	内容
自然循環型太陽熱温水器	住宅の屋根等への設置に適した、太陽熱エネルギーを集熱器により集めて給湯に利用するシステムで、貯湯部分と集熱器部分が一体型のものをいう。
強制循環型太陽熱利用システム	住宅の屋根等への設置に適した、不凍液等を強制循環する太陽熱集熱器と蓄熱槽から構成され、主に給湯に利用するシステムをいう。

別表第 2（第 3 条関係）

種類	補助額
自然循環型太陽熱温水器	1 基当たり15,000円
強制循環型太陽熱利用システム	1 基当たり30,000円